

第5次男女共同参画基本計画における女性活躍の推進

令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、令和7年度までに、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を、**副校長・教頭25%、校長20%**、大学の教員に占める女性の割合を、**准教授30%（早期に27.5%）、教授23%（早期に20%）**等とする数値目標が掲げられています。
各学校法人におかれては、これらの趣旨も踏まえた**積極的な対応と情報公表の実施**をお願いします。

第5次男女共同参画基本計画（関係部分抜粋）

令和2年12月25日
閣議決定

- 教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長や教育委員、**校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する**。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進する。
- 大学や企業等において、**意思決定を行う理事長・学長・研究所所長等の経営層、管理職や教授など現場のトップや、研究現場を主導する上位職に女性研究者・技術者を積極的に登用する**。

女性活躍・男女共同参画の重点方針（関係部分抜粋）

令和3年6月16日
すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

- ・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画において、大学や国の研究開発法人も含めた研究機関が、学長、副学長、理事や教授等の女性割合に係る目標と登用のための具体的取組を定めるよう、大学や研究機関に要請する。
- ・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画等において、校長、副校長及び教頭のそれぞれの女性割合に係る目標と登用のための具体的取組を速やかに定めるよう、教育委員会及び学校法人に促す。また、各教育委員会・**学校法人の事業主行動計画等の内容について国民にとってわかりやすい形での見える化を進める**。